

比較家族史研究会

会報 比較家族史 4

事務局 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学社会科学研究所 利谷研究室

一、第七回研究大会 ご案内

次のとおり、第七回研究大会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

△日時▽

昭和六〇年六月一日(土)、二日(日)

△場所▽

早稲田大学 本部九号館(法商研究室棟)

第一会議室

新宿区西早稲田一六六一

(電話〇三一二〇三三四一四一)

※地下鉄東西線「早稲田」または学バス(高田

馬場駅前発)「大学正門前」下車(略図参照)

△テーマ▽

「氏」をめぐる諸問題

△プログラム▽

第一日 六月一日(土)午後九時三〇分

。開会の挨拶……………会長

I、自由報告

1. 農民家族のライフ・コース―家の変動に関する

試論―(九時四〇分)……………岩上真珠

2. ハクスト・ハウゼンの見た一九世紀中葉の大ロ

シア農民家族(二〇時一〇分)……………肥前榮一

3. 戦後韓国の家族制度と同姓不婚

(二〇時四〇分)……………雀 龍基

4. 招婿婚・双系制批判

(二一時一〇分)……………布村一夫

〔司会〕江守五夫・住谷一彦

(昼休み)

II、外国および沖縄における「氏」

1. 古代ローマ法を中心として

(午後一時)……………佐藤篤士

2. フランス法における氏

(一時三〇分)……………稲本洋之助

3. ラテンアメリカにおける氏―母国法と土着慣習

法のはざまに表われた親族の制度との関連で―

(二時)……………奥山恭子

4. イギリス法における氏―その意思性と可変性―

(二時四〇分)……………三木妙子

5. 中国解放後における夫婦・親子の「姓」―その法

と現実― (三時一〇分)……………加藤美穂子

6. 朝鮮の姓 (三時四〇分)……………李 丙洙

7. 沖縄の「氏」と家譜

(四時一〇分)……………比嘉政夫

△懇親会▽ (午後五時)

場所 大隈会館(校友会館3階3号)

会費 四〇〇円

第二日 六月二日(日)午前九時二〇分

III、日本、前近代における「氏」

1. 古代の氏と出自

(午前九時三〇分)……………義江明子

2. 中世の「氏」と名家族―中世における古代的

「氏」の存在意義― (二〇時)……………鈴木国弘

3. 近世における苗字と襲名慣行

(二〇時三〇分)……………大藤 修

IV、日本、近・現代における「氏」

1. 日本近代における「氏」の制度

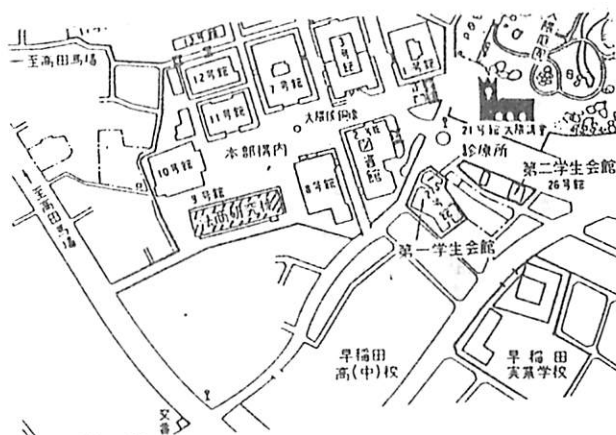
(二一時一〇分)……………山中永之祐

2. 民法・戸籍法における「氏」の呼称

(一一時四〇分) ……星野澄子  
 3. 婚姻時・離婚時の夫婦の氏に対する意識  
 と実態―民法七五〇条・七六七条二項に  
 関して―  
 (午後一二時一〇分) ……久武綾子  
 (昼休み)

V 総会(一時三〇分―二時)  
 シンポジウム「氏」をめぐる諸問題  
 (午後二時)

司会 黒木三郎(法社会学)・瀬野精一郎(日  
 本中世史)・村武精一(社会人類学)・  
 吉田孝(日本古代史)  
 第七回研究大会運営委員会  
 [委員長] 黒木三郎 [委員] 瀬野精一  
 郎・三木妙子・村武精一・山中永之佑  
 ・吉田孝  
 。研究大会参加費 五〇〇円



〔会場案内図〕

二、第六回研究大会報告およびコメント  
 要旨

今回は会場を東京から関西へ移したが、多数  
 の参加があり、「親族関係の擬制―養子を中心  
 として―」をテーマに各分野の活発な研究交流  
 が行なわれた。

I 日本―養子の歴史と民族―  
 第一報告 古代社会の養子

(林 紀昭)

古代日本は、父系による同居共財制度を軸に  
 構築される家の秩序の維持をもって、君―臣―  
 民の関係、更には国家秩序の維持を図る中国律  
 令家族法の一環たる、実子なき者の承継人とし

て同宗相穆相当の者をむすくに擬制する男系継  
 承の養子法を継受した。ただ唐律にも養親子の  
 関係は実親子とは異なるとの意識が反映されて  
 いる(闕訟律政置祖父母母条・告祖父母父母  
 絞条)が、日本では喪に服する場合には一層実  
 親子関係を重視する条文化を図っている(喪葬  
 令服紀条・仮寧令職事官条)。祖先祭祀の機能  
 を弱めたこの継受のあり方は、家の財産相続の  
 機能をより重視していたことを示すのであろう  
 か。

大宝令実施に伴い養子法も機能したことは、  
 正史たる『続日本紀』の大宝元年七月太政官処  
 分や、巨勢朝臣堺麻呂の伯父邑治のもとへの養  
 子化の記事によって窺われるが、史料数は限ら  
 れる。また「正倉院文書」の各国正税帳賑給記  
 事中の「独」の比率の相違から、養子が各地で  
 機能した可能性もあるが、推測に留まる。従っ  
 て方法論上重要な対立があることは承知しつつ  
 も、正倉院文書戸籍計帳の分析によって、生活  
 の基本的単位たる夫婦とその実生子からなる家  
 族とは考えがたい異質な構成を抽出するなかで、  
 養子の実態を考えたい。

ある人物Aの「嫡子」「男」と註記される子供  
 Bの「母」がAとの関係が記載されず、単に「B  
 母」と註記されるに留まる事例が散見される。  
 このうち国造族黒麻呂(『大日古』一一一九)を  
 花田雄吉氏は養子と考えるが、異論も一方にあ  
 る。だが孔王部神(同一二八一)の事例から  
 養子として認めてよい。また年齢差が相対的に  
 ある親子関係の中に、養子が含まれている可能

性が高い(同一二一)。これらの方法で抽出される事例は殆んど男系の継承による。ほかに良女と賤民との通婚により生まれたと従来指摘されている御津首持麻呂(同一五一五)は、「主自養者聴従良」の律令規定に基づく養子と考えてよい。

以上のような律令養子法に則った事例とは異なる、法的には非正規な親子関係の擬制と考えられる事例の存在が注意される。布村一夫氏が指摘した「妻妾前夫子」の事例に関連して、妻の連れ子を養女にした、即ち女系を媒介に継承された可能性のある事例が検出される(同一六五)。また高島正人氏は招婿の事例を指摘する(同一三九)が、続紀中にも、蘭田香融氏の研究の如く、石津王が藤原仲麻呂の娘に婿入りの形で親子関係の擬制の事例を伝える。上述例は女系による継承に際して、律令法が描く養子像とは異なる親子関係の擬制の存在を示している。

この男系による継承と女系によるそれとの関連が問題となる。日本古代社会は家父長制家族からなるとする従来の通説の立場からは、令集解古記の「今時ノ人多ク己ノ親弟従父弟等ヲ以テ養子ト為ス」との解釈に見受けられる動揺の存在と同様、女系による継承も例外的な動揺の一現象に評価することができよう。しかし双系制社会であったとする吉田孝氏等の立場からは、後者も本質的な養子の一形態となる。日本古代社会の構造に関わる重大問題ゆえに本分析だけでは見通しを述べるに留まるが、男系の

継承を支える宗廟制の日本の継受拒否、逆に独自の女子への給田制の採用などを考えると、女系による継承の事例を例外的な現象と片付けることはできないように思われる。ただ日本律令国家を双系制社会として捉えうるか、父系制を基軸に母系制の要素を多分に含みうる社会であったのかの問題については、必ずしも論及されていない。本報告で指摘した多枚な養子の事例に検出される男系による継承と女系によるそれとの関連の問題も、その総合的検討の中で初めて解決されよう。

コメント(田端泰子)  
(文章略)

## 第二報告 武士社会の養子

(録田 浩)

私に与えられたテーマは「武士社会の養子」であるが、あまり広汎に亘るので、ここでは「近世の武士社会における養子」に限定して報告する。

近世武士の養子については、すでに中田薫氏はじめ諸先学のすぐれた業績があるが、それらはいずれも主として幕府法上の養子制度についてであって、各藩養子法の比較研究は未だ充分にはなされていない。そこで本報告では、幕府法とは異なる特色ある各藩武士養子法制を紹介し、今後の研究のための一助としたい。

近世の武士養子には多種多様な制度があるが、大別すれば、(A)家相続を目的とするものと、(B)然らざるものとに二分することができる。幕府

では、前期には分家創出のための養子や身分付与目的の腰掛養子など各種の(B)型養子を認めていたが、後期になると(A)型のみ限定されている。諸藩でもほぼ同傾向を指摘しうるが、この点では小田原藩は独特で、末期まで腰掛養子が広く行われている。同藩では養女のことを養娘と呼んでいる点でも他藩と異なるが、養二、三男が多くみられ、いずれも他へ再養子となる含みで収養されているのである。これとよく似た制度に養弟妹があるが、幕府は元文元年にこれを禁じ養子制度に吸収させている。しかしこの点でも各藩では禁止時期がかなりずれており、徳島藩などでは享和三年法でも公認が明かである。

(A)型養子制度の中から若干の比較をしてみると、まず末期養子であるが、これは急養子と呼ぶことも多く、急病養子(仙台藩)・危急養子(久留米藩)と呼ぶこともある。幕府では山井正雪事件を契機として五〇歳未満について解禁措置がとられた有名な養子制度であるが、これについての各藩の態度は非常に差がある。厳しい藩では養子を特定して出願することを認めず、主君の裁量にまかせる(例えば金沢藩の末期内存願)ところもあれば、逆に死後に然るべき養子を特定して願い出ることを予告するだけの末期願(小田原・挙母藩など)もある。

養子については、直ちに娘と娶せなくても、いずれ娶せる旨の願で足りる藩が多いが、その予告を怠れば養兄妹婚となって認められないのが普通である。しかし、伊勢亀山・竜野藩など

では予告なくとも後日の縁組願を認めており、それは実子に娶せる養女の場合も同様である。また、仙台・八戸藩などでは同居の姉妹・姪などは養女とする必要なく、直ちに彼女等への智養子願を認めている。

養子出願年令は、通常養子の場合幕府は三〇歳以上で、四〇歳以上が八戸・盛岡・仙台・高田・伊勢亀山など、五〇歳以上が新発田・金沢・吉田・名古屋・徳島・宇和島などの諸藩で、この点では幕府が最も寛大な規定となっている。病氣等非常時の出願最低年令は幕府をはじめ多くの藩で一七歳に統一されている中で、岡山の一五歳や伊勢亀山の一〇歳というのが目立っている。

離縁については、幕府は享保以降病氣か不行跡以外での恣意的離縁を禁じて養子の保護をはかっているが、その代り離縁された者は一〇年間是他へ再養子も実家相続も禁止という不利益措置を伴った。この点では久留米藩では一生涯禁止という厳しきで、高田藩の再養子は七年、実家相続は三年で許可という寛大さと対照をなしている。高田藩では一般に禁じられている尊属・年長養子も「相続順養子」という名称で認めている。同藩独特の順養子概念である。

養子が認められた身分は譜代の家臣で、一代抱の家来や徒士階層は認められなかったのが、後期になると一定勤続年数によって認めたり、養子願とは別の「子分願」(竜野藩)とか「苗字為相名乗度願」(高崎藩)などの便法で実質的に養子を認めるようになり、次第に養子による相

続保障が拡大していく。

以上、各藩養子法を瞥見しただけでも、予想以上に各藩かなり個性的であることが判明した。その相違を生み出した背景には勿論各藩個有の主従関係の沿革がある。この次の作業は、各藩政史および経済史の助けを借りてその原因をさぐることである。

コメント(山中永之佑)  
(文章略)

### 第三報告 奉公人養子

(大竹秀男)

本報告においては、江戸時代の尼崎藩領西攝地方農村に存在した奉公人養子を取りあげて、親子擬制の問題について考えてみたい。

尼崎藩領内の各地の享保ごろからの人別改帳や奉公人帳などに、「下男(女)」が「下男(女)養子」と記されている。同領上瓦林村の文書に「下男養子」と記してある者だけ調べたところ、奉公に來たときの年令は、一四才が最年少で、三〇才代が多く、最高年が四一才である。このうち最年少で奉公に來た下男養子は一〇年ほど奉公してから他家へ養子に遣られているが、ほかの下男養子は別家して家持になっている。別家までのかれらの奉公期間は僅か二年〜四年である。同村の初期(万治以前)の譜代奉公人は四、五〇年以上奉公してから別家しており、元禄期でも別家を許されたのは一三、四年以上譜代奉公した者であった。それに比べて、下男養子は極めて短期間の奉公で別家を許されており、

それが前期の譜代と著しく異なる点だといえよう。下男養子が別家して「家持」になったが、

かれらは「無高」の家持である。旧主家より屋敷地の貸与を受けて家持になったわけである。そして、かれらは小作地を旧主家から借りて耕作し、これに対し小作料を支払った。それと同時に日雇いや日分け奉公もした。雇われ先は旧主家を主にしている。その場合に賃銀はふつうに貰った。農繁期などには、「手代り」、すなわち旧主家と相互に労働力を交換しあうこともあった。年間数日程度であるが、旧主家の農作業や雑役に無償で「手伝い」にも行っている。旧主家の祝言のときは人足に出たり下働きたりした。旧主家の葬儀には身内並に参加した。奉公人養子は別家して旧主家より独立の扱いをうけたけれども、旧主家との生活連関が全くなくなつたわけではない。旧主家との往来は何代も続く。とりわけ、別家後も、その労働力は、有償になったとはいえ、旧主家の経営に組み込まれたのである。

初期にも、この奉公人養子に類似するものに仕付約束の譜代奉公人があった。将来は分家させてやるとか養子や嫁に出してやるとかの約束で、年少の男女を、その親から抱主が永代に譲受け、抱主の人別に入れて奉公させたのが、それである。上瓦林村の初期の人別改帳には、この種の譜代奉公人の召抱えを「下男(女)ニ養」と記している。ところが、同村の享保以降の人別改帳の文書には、「下男(女)養子」と肩書きして「養下男(女)」と註記した事例がみえる。明らかに「下男(女)ニ養」↓「養下男(女)」↓

「下男(女)養子」という脈絡がたどられるのであり、このことから、奉公人養子は仕付約束の譜代奉公人の系統をひくものと考えることができよう。

問題は、どうして譜代奉公人を「養子」と称するに至ったかということである。寛政四(一七九二)年一二月の藩の御触書は、他領奉公禁止に關連して、「縁辺之儀ハ致表向ニ実之所ハ奉公ニ罷出候」ことの嚴重な取締りを命じている。こういう触書を見ると、他領奉公禁止を脱れるために養子に擬装したのが奉公人養子そもそのはじまりだったとも考えられそうである。しかし、下男(女)養子の称が使われはじめた頃に同領の者を譜代に召抱える場合も「下男(女)養子」と称しているから、他領奉公禁止との關係でこれが発生したとは解しがたいが、これといったそれ以外の契機も見当らない。そこで想起されるのは、当地方では初期に養子も仕付約束の譜代奉公人も「子分」と呼ばれていたことである。仕付約束の譜代奉公人を養子に類似するものとする見方が古くから行われていたのであり、だとすれば、その系統の譜代奉公人を「養子」と称するようになっていっても不思議ではない。しかし、仕付約束及び同系統の譜代奉公人は、「子分」と呼ばれたにせよ、「養子」と呼ばれたにせよ、通常の養子とは明確に區別されていた。かれらは、通常の養子とちがひ、奉公人請状を入れ、人別改帳には「下男(女)」と表示された。身分は「下人」だったのである。奉公人養子は、以上に述べたごとく、労務の

提供と別家の保障を条件として抱えられ、いかなれば主人と親方子方の關係を結んだ譜代奉公人であり、養子とは称されたが、通常の養子とは全く異なつた。とくに指摘しておかなければならない点は、通常の養子は養親及びその親族と親族關係を生じたけれども、奉公人養子にはそれが認められなかつたことである。別家してからの同族内における地位も血縁分家と同等だつたとはみえない。従來の見方だと通常の養子も奉公人養子も親子擬製の形態とされるであろう。しかし、上述のごとき兩者の差違を考えると、通常の養子の場合の親子は実親子に擬制した血縁擬制親子といえるが、奉公人養子の場合には血縁擬制親子といえない。本報告にとりあげた奉公人養子に近いものにやしない子があり、鉄漿親や烏帽子親、さらには各種の親方子方關係があつたが、これらの習俗の把握に「親子擬制」をもち込むことが有効であるかは検討を要するであろう。

コメント(上村正名)

(文章略)

第四報告 かえりむこの慣行

(江森五夫)  
(森 謙二)

私がこの慣行に注目したのは、大間知篤三先生が昭和一〇年の調査結果にもとづいて労務婚の仮説を提示されたからであり、この仮説の検討の必要性については、私たちの本調査の直前に富山市で開かれた日本海シンポジウムで指摘

したところである(森浩一編『東アジアと日本海文化』小学館)。私たちの調査の結果からはこの仮説を検証することはできなかったが、子女の婚姻や婿養子が農家経営の維持のためにさまざまな形態をとって機能している実態があきらかとなり、いわゆる初生子相続もその点から検討するべきことを認識した。ただ、目下のところ本調査の最終的報告の段階ではなく、以下の報告はあくまで中間報告に他ならない。本調査には森謙二、牧田勲、青嶋敏の三氏の御協力を得たので、以下の報告も森教授にお願いしたが、調査団が得た基礎資料を除き、その分析結果が部分的に森教授によるものであることを、あらかじめ断っておきたい。

(江森五夫)

(一)この報告は、江守五夫教授の下で昭和五八年八月と十一月に行つた青森県中津軽郡平内町での調査を基礎にしたものである。

(二)研究動向 これまでハカエリムコノ慣行

(「年期婚・三年婚あるいは五年婚」)は、菅江真澄・森嘉兵衛・柳田国男・大間知篤三の諸先学によって報告されている。報告者は、これらの諸先学の報告を整理して、カエリムコの形態をAの型(しばらく入婿になって働き一定の期間妻方に労働力を提供した後自分の実家に妻を連れて帰る型)とBの型(長男ハアツギが幼少である間後見をし妻方の別家になる型)に区分した。そして、Aの型における婿の妻方への労働力の提供を、森嘉兵衛は年季奉公的性格をもつものとして、大間知篤三は嫁の対価と位置づ

けた。さらに、大間知は、この崩れた形態として後見的な役割を果たすカエリムコの形態を示唆しているのである。

(三)平内町の事例 以上のような研究動向を踏まえた上で、私たちの調査データを四つの事例に整理した。

〔事例一〕カエリムコが後見的役割を果たすAの型の事例

〔事例二〕Bの型、しかし、カエリムコは姓を変えないまま妻方の別家になった事例

〔事例三〕Bの型

〔事例四〕Bの型であったが、長男(アトツギ)が農業に従事しなかったため、結果として初生子(姉家督)相続となった事例

以上のような事例を紹介して、次のように整理した。(1)Aの型とBの型が見られるものの、カエリムコが後見的役割を果たしているという点では両者とも同じである。(1)カエリムコが後見をするのは、(イ)アトツギが幼少であるとき、(ロ)アトツギの父親が病弱であるとかアトツギが何らかの事情で農業に従事することができないとき、である。(ハ)後見をしてみると、カエリムコが家の代表者になり、家長権全般を代理するといふものではない。カエリムコは農業経営を維持するためにその家にはいるのであり、家の代表者として冠婚葬祭や寄合に出席することもなく、また家内部においてもサイフを握ることなく、イロリにおける座順も低いものであった。

#### 四問題点

(1)私たちの調査では、後見的な

役割を果たすカエリムコの形態しか確認することができなかったが、それは嫁の対価として婿が妻家に労働力を提供するというカエリムコの形態を否定するものではない。秋田県大館市では、妻家において労働力が不足する事情があるとき(ムコが後見的役割を果たすかどうかは別にして)、カエリムコをとるのだという。いずれにしても、カエリムコは、時代の変遷とともに機能変化してきたことは充分に考えられるのである。(2)Aの型におけるカエリムコは△養子▽の範疇で把えることはできない。△養子▽の範疇で把えることができるのはBの型である。(3)後見役としてのカエリムコ慣行(一般的には姉に婿を取り幼少のアトツギの後見役となるケースが多い)は家の維持・継承をはかることを目的としたものである。家の維持・継承のために長男がいるにもかかわらず姉に婿を取るの、このようなカエリムコのときばかりではなく、中継相続、初生子(姉家督)相続の場合にも行われる。そして、青森・秋田・岩手の東北三県では、後見役としてのカエリムコ・中継相続・初生子相続の三つの慣行が併存して分布しているのである。(森 謙二)

#### コメント(牧田 勲)

今回のかえりむこ慣行の調査を通して、大間知氏の労働婚説、江守氏の東北アジア系労働婚習俗の古代における流入という仮説に対して疑問を感じるようになった。

平内町の調査事例は、娘婿が娘の家の後継ぎ

たる幼児の後見、もしくは家経営の「中継」的な支えを期待されていることが明らかである。さらにこの慣行は一村内に広範に存在することなく、せいぜい一二例あればよい程度の稀少なものである。これらの点は、この慣行を労働婚習俗とみるよりも、婿を迎える家の側に出る非常な特殊な事情に規定されて発現する婚姻方式であると考えた方が自然である。そのような事情とは小農的家経営の危機的状況であり、老齢などによる男子労働力の欠乏と適齢の女子の存在という条件である。ただし、豪農の家であれば同様の事情の下でも通常の年季奉公人や譜代下人で家経営自体は支えられるのであり、特に娘に婿をとり労働力を確保する必要はない。また自己の土地資産を持たない奉公人や下人層にも発現するとは考えにくい。その意味で、この慣行は青森・秋田・岩手県境の低生産力地帯において、敢て娘婿をあてにする以外に労働力の確保しようがなかった、近世の小農的家の成立を前提として生まれた慣行とみてよいのではなからうか。

この慣行は、これまで地域の経済的社会的諸条件や村落構造との関連において把えられてこなかった。とりわけ経済階層との関連が実証的に究明されねばならない。また、同地域にはかえり婿とは継承原理の全く矛盾する姉家督形式の相続もあった。養子等も含めて労働力の確保という観点から、かえりむこ以外にどんな対応がありうるのか、その中でかえりむこはどのような意味をもつのかという点から把える必要が

あろう。かえりむこ以外の家の側の研究が同時に望まれるのである。

## II 周辺地域及び欧米の養子

### 第一報告 養子の比較研究

—東アジアを中心に—

(上野和男)

社会人類学的にみれば、養子とは「嫡出子以外の子供に親子関係を設定して、嫡出子としての権利義務を付与する制度である」と概念規定できる。この養子制度は未開と文明を問わず、多くの社会において多様な形態で行なわれている家族制度のひとつである。この報告はさまざまな社会のなかから、日本本土・沖縄・中国・朝鮮の養子制度を比較研究して、東アジアの養子制度の特質を明らかにしようとしたものである。本報告は①養子の概念と類型、②日本の養子制度、③沖縄・中国・朝鮮の養子制度の比較、④東アジアの養子の特質の順序で行なった。

社会人類学における家族・親族研究においては、従来この養子制度の研究が活発ではなかった。これはイギリス社会人類学の主要なフィールドであったアフリカにもとと養子制度が少なかったこと、一九六〇年以前の親族論における出自 (descent) 概念がもっぱら出生決定説に依っていたことに関連していると思われる。社会人類学において養子研究が活発化したのは親族論の転換以後の一九六〇年代からである。日本における社会人類学的な養子研究の状況も同様であり、同族組織や沖縄の門中組織との関

連において養子研究や活発になったのは一九七〇年代以降である。

養子には基本的に「収養側本位の養子」と「養子側本位の養子」の二類型がある。収養側本位の養子とは家筋の継承や労働力の確保を目的とするものであるが、とりわけ家筋の継承が重要である。家筋の継承のなかには、もっぱら家の財産の世代的伝達をめざすもの、他、祖先祭祀を目的とするものも多い。とくに東アジアの養子においては、祖先祭祀の遂行者確保のための養子が重要である。養子側本位の養子とは、第一次大戦後のヨーロッパに一般化した養子制度であって、孤児・私生児・捨て子・崩壊家族の子供たちに家族という生活単位を与えるものである。

こうした二つの養子制度のうち、日本の村落に伝統的に認められてきた養子制度は、家筋の継承や労働力の確保をめざす、収養側本位の養子である。形態的に見れば、日本の養子は普通養子と智養子に大別できる。普通養子の例を、茨城県のある農村を例にとってみると、次のような特質を指摘できる。①養子縁組によって家族員となった者は、全家族員の一、二%である。②男を養子にとる場合のほか女を養子にとる場合もある（この場合には将来養女にまた智養子をとることになる）。③養子はすべて近親者である。④親族関係をみると、父方と母方、妻方と夫方をとくに区分しない。⑤異世代の者を養子にとる場合がある（順養子）。これらの特質は日本の一般的な普通養子の特徴に合致すると思わ

れるが、とくに養子が父方母方を問わず近親者（異世代のこともある）を取る形で行なわれている点が注目される。智養子の場合には妻方居住婚に近い形であり、親族からとることは極めて少ないが、家筋の継承という目的はいっそう強調される。

日本の養子制度を沖縄・中国・朝鮮の養子制度と比較すると、これら四地域の養子制度はすべて家筋の継承とくに祖先祭祀遂行者の確保を顕著な特徴としながらも、その関係規則は日本本土と著しく異っている点を指摘できる。第一は日本の養子が順養子に示されるように異世代のものを養子にとることがしばしばあり、この点において、世代規則が厳格でないのに比較して、沖縄・中国・朝鮮の養子では、チョーデー・カサバイの禁止規則（沖縄）や輩行原理（中国）によって、世代規則が極めて厳格である点である。第二は、日本の養子が近親者を中心としながらも、父方・母方・妻方・妻方の区分が厳格でないのに対して、他の地域では父系出自規則が厳しく働いており、養子は父系の親族のなかからのみ収養される点である。タチーマジクイの禁止規則（沖縄）や異姓不養規則（中国・朝鮮）はこうした規則である。総体的にみて、日本の養子制度は収養しうる範囲が広く、選択的で柔軟な制度をなしているといえる。

### 第二報告 フランスの養子制度

(塙 陽子)

本報告は、フランスの現行養子制度を中心に、

現在までの立法の変遷と養子制度の現情について述べたものである。

フランスにおける養子制度は、婚姻や相続に比べて歴史的基盤や連続性がなく、法制度としてそれが出現するのは一八〇四年の民法典においてである。ローマ法において家族名、家神崇拜、祭祀の保持のため行なわれた養子制度は、中世においては消滅したといわれる。ごく例外的に、若干の地方で、養子縁組類似の制度が残存したが、里親のないしは相続契約的なものにすぎなかった。中世の親族は、キリスト教の影響から、もっぱら婚姻を基礎として成立し、血縁が重視され、養子収養から生ずる擬制的親子関係はあまり問題とされなかったのである。フランス革命期に養子制度導入の動きが生じ、いくつかの法案が相継いで発表され、さまざまの議論を経て民法典に養子制度が採用されたのである。しかし、それは、近代的養子制度とはほど遠い特異な性格をもち、成年者間の相続契約ないしは扶養契約的なものであった。普通養子縁組のほか、報恩養子縁組と遺言養子縁組という特殊な縁組も認めていた。手続も煩雑なためあまり実効性がなく、二〇世紀初頭までに縁組数はわずか一〇〇件程度にすぎなかった。結局、養子制度が実際に利用されるようになったのは第一次大戦後である。孤児や棄児の増加に対処するため、一九二三年六月一九日法がはじめて未成年養子を認め、縁組要件を緩和し、縁組の成立を容易にし、国家的関与の度を強めた結果、縁組件数は飛躍的に増大した。さらに、

一九三九年七月二九日デクレ・ロワにより大改正が行なわれ、普通養子縁組、断絶養子縁組、準正養子縁組の三種の縁組が創設された。とくに準正養子縁組は、五才未満の孤児、棄児を嫡出子のない夫婦が共同で養子となし、養子は養親の嫡出子となるとともに実親との法律関係を一切断絶されるという、まさに子のための養子制度を実現する画期的な制度であった。一九五八年一月二三日オールドナンスによる手続上の若干の改正を経て、一九六六年七月二一日法が、準正養子縁組を原則的態様として、完全養子縁組と普通養子縁組の二本立ての養子制度を認め、これが現行制度となっている(一九七六年一月二二日法により若干の改正が行なわれた。養親に対する無子要件の撤廃がその重要なもの)。完全養子縁組(Adoption plénière)は、五才未満の子を養親の嫡出子とするともに、婚姻障害を除いて子を完全に実方から離脱させ、しかも離縁を認めない。単純養子縁組(Adoption simple)は、子の年令をとわず養子は養親の嫡出子となるが、実方との扶養、相続の関係を保持し、離縁が許される。

このようにフランスにおける養子制度は、一九世紀初頭民法典に登場してから二〇世紀になって数度の改正を経て今日に至っている。二度の大戦後の孤児の増加と子の出生数の減少という社会現象に対して、社会政策的見地からかつては忘れられていた養子制度が再び活用され、状況に応じて必要性があるままにつき改正されてきたのである。しかし、現代の養子法は、

際限なく要件が緩和され、効果が拡大されて、永久に未完成に終る作業(toile de Penelope)ではないかとの懸念もある。

現行養子制度の実態は、完全養子縁組が全縁組数の約六割、単純養子縁組が約四割の状態(一九八一年に完全養子縁組三五五件、単純養子縁組二四〇七件)である。前者は、婚姻後相当期間を経ても(多くは一〇年)子がなく、年令も比較的若く(九〇%が四〇才未満)、できるだけ幼少の子を望む夫婦に多く利用されている(独身者は一〇%)。養子となる子は、父母不明か一方のみ判明の非嫡出子であって施設に委ねられた子で、八五%が収養時に三才未満である。これに対し、後者は、富裕な層の高令者に利用され、相続、扶養を目的とするものが多い。また、離婚・再婚の増加に伴い、連れ子養子縁組にもかなり利用されている。養子となる子も嫡出子が多い。このように、二本立ての養子制度が、それぞれの目的と機能に応じて適当に活用されているようである。ただ、最近注目すべきことは、他の欧米諸国同様、完全養子縁組において養子の需給のバランスがとれないという現象である。そもそも養子となりうる子の数が少ない上に、子の年令・性別・国籍・身体状況に関して養親側の希望に合わない場合が多いからである。養子の数を増やすため一九六六年法は養子年令を一五才まで引き上げたが、養親の九〇%は五才未満の子を望むため、何らの効果もあげていない。外国人養子の増加や養子のブラック・マーケット横行の現象がみられ



る。さらに、年間二、三万の家族が養子を得たがっているが、四、五年は待たされるため、子のない夫婦は人工授精に救済を求める傾向があるという。また、完全養子縁組は、養子の養方帰属・実方断絶・縁組非解消という強度の法的擬制を及ぼす制度であるが、それほどまでに強力な擬制が果して必要なのかという疑問も出されている。とくに、養子が成年到達後も自己の出生の真相を知り得ないことには問題があるとされ、血縁をあまりに無視することに対しての反省も出はじめている。孤児や遺棄子に家庭を与えるためには、単に養子制度のみに頼ることなく、他の制度、とくに里親制度などもっと利用されるべきだとの意見も強く、養子制度は一つの曲り角にきているようである。

コメント(三島とみ子)

我国において、昭和五七年の秋から、法制審議会において養子法の改正作業がすすめられており、「特別養子制度」が脚光を浴びている。そこでの検討課題は、年令要件、無子要件、手続として宣言型とするか、離縁を認めるか、試験養育期間を設けるか、効果として実方と断絶するか、等であるが、これらの検討にあたっては、フランスの完全養子制度がひとつのモデルとされている。

フランスの家族状況についてみると、養子の申込は多いが養子となる子供が少ない。孤児や国家の後見子、在宅であっても親の事情で一緒に暮らせない子供などが六五万人いるが、養子と

なっているのは六千人にすぎない。一九六七七年の資料によると、人口千人に対する養子数は、オランダ・イタリア・イスラエルが三人、フランス五人、ノルウェー二人、イギリス二人、アメリカ四七人となっている。

養子となるものは、近年離婚の増加に伴い、継子を養子とするケースが毎年増えている。しかしこのようなケースを養子として扱うことには疑問がある。イギリスでは監護(養護)決定という形で取扱っており、今後養子という形で定着していくかは疑問である。

完全養子制度は親子関係を強力に擬制するものであるが、養親は養子に養子であることをなるべく早い時期に教えるべきだとされている。このことは、完全に擬制してしまつたのではなく、何らかの形で真実を残す余地を考えているようである。

今後、欧米や日本においても、婚姻数の減少、離婚の増加、性関係の自由化に伴い、家族関係が複雑化し、片親家族が増加していくであろう。フランスでは、子供は夫婦のもとで育てられるべきだという考え方がまだ根強く、片親家族は白眼視されている。このような状況の中で、法律家には、家庭の中で子供が養育されるのが最も望ましいという立場から、完全養子をより容易なものにしていこうと考える者と、養子制度にかわる他の制度(里親制度など)により養育することが良いと考える者がいる。一方社会学者などは、むしろ片親家族のほうが子供はのびのび育つとして片親家族でも良いと主張する。

### 第三報告 英米の養子

(三木妙子)

(一) イギリス(イングランドとウェールズに限らせていただく)が養子制度を立法化したのは一九二六年である。最初の養子法以来、①養子となる子は未成年・未婚の子に限られ、②養子収養の成否は裁判所の決定にゆだねられ、(司法機関宣言型)、③養子決定の効果として養子は実方と断絶し、養親の嫡出子とみなされる(断絶養子・完全養子)。養子収養申立の要件も養子決定の効果も、できるだけ実親子関係に擬する定め方こそ、養親にとっても子にとっても実親にとっても望ましいものと考えられてきた。

(二) 養子といえれば大半が孤児や非嫡出子であって、幼くして他人の養子となった者というようなイメージは、一九七〇年頃を境に修正を求められてくる。離婚と再婚の頻発につれて、七一年には配偶者の子を養子とするもの(連れ子養子)が養子決定の半数を占めるにいたつた(嫡出子とそのうちの半分余)。養子の年齢も高年齢化する。養子制度のもつ「フィクション」や「人為性」(artificiality)への疑問が高まってきたのもこの頃である。一九七五年児童法(C.A.S.)はこの点に関連して三つの改革を行なった。

(1) 原則として親族(実子・継子・孫等)養子を認めないこと。子との関わりを法的なものにしたいばあいには、実方との断絶効果を生じる

養子決定ではなく、監護権 (custody) や養護権者の決定をうる途が開かれている。

(2) 養護権者制度 (custodianship) の新設。この制度により、親族や里親等一定期間子と生活を共にした者が法的監護権を取得することができ、養護権者決定は、離縁を認めない養子決定とは異なり、取消や変更が可能である。

(3) 養子のアイデンティティを知る権利の承認。養子は一八歳になると、養子決定のさい封印された原出生登録簿上の情報の提供を求めることができ、養親が養子に養子であることを告げること (telling) の重要性はすでに久しく承認されていたが、新規定により「オープンなアプローチ」がいつそう推進されたことになる。実親の「知られたくない権利」との調整は、新法施行前に養子となった子にカウンセリングをうける義務を課する規定によって図られるはずである。

(4) アメリカ諸州の養子法は一九世紀中葉にはじまる。裁判所宣言型ではあるが、イギリスほどの「福祉」のための制度に徹していない面がある。大多数の州が成年養子を認めていることからそういえよう。近年、子が実母を養子にしたり、同性愛関係にある成年男子のケースで年少者が年長者を養子にすることさえ認められた。この種の例をみると、成年養子制度は単なる遺制なのか、相続契約や扶養契約の代替物なのか、あるいはまた社会的情緒的目的を達成するメカニズムとして将来とも有意義な制度でありつづけるのか、考えさせられる。年長

養子さえ却けなかった裁判所の「親子」観の底には血縁的親子らしさを越えた「役割」への注目がうかがえる (In re Adult Anonymous II, 452 NYS 2d 198 Capp. Div., 1982)。

(四) アメリカでは親族養子がさほど疑問視されていないように見える。養子の出自を「知る権利」の法制化を標榜する団体は数多いが、封印は「法の平等保護」条項に反するという彼等の主張は司法上容れられていない。しかし、実親について知りたい養子と、養子にやった子について知りたい実親が自発的に登録しておく方法 (voluntary adoption registry) を採用する州は増えてきている。アメリカにおける養子のアイデンティティへの配慮は、異人種間の養親子関係にたいする消極的姿勢の広がりの中かには確かにみることができ、

(五) ほとんどの州は、障害児等特別のニーズをもつ子のために補助金を支給して養子収養を奨励している (subsidized adoption)。イギリスもこの制度を取り入れ、養子手当を支給する地方当局が二四を数えるほどになった。子に与える permancy の意義が力説されると、里親制度では足りず養子制度に固執することになる。高価につく施設収養にくらべれば補助金といえども安上りであって、財政面からも容認されよう。

(六) 以上、養子制度をめぐる最近のいくつかの動向をとりあげ、「フィクション」への懐疑と固執の両面のあることをみた。養子制度と並んで存在する多様な他児養育制度、人工授精、

代理母契約等についてその法制や現状を掌握するならば、養子制度のもつ擬制の意義により接近しうることになろう。

\* 報告後、ニューヨーク州最高裁が同性愛関係にある五七歳の男性が五〇歳の男性を養子とすることを認めなかったケースを見つけたので付記させていた (In re Robert Paul P., 10/16/84, 11 FLR 1021. 但し、少数意見あり)。

コメント (上野雅和)

(1) (イギリスは文明国の中で最後に養子制度を持った国であるという点に関して) イギリス (ゲルマン) になぜ養子制度がなかったかという理由は、今後の研究課題だが、親子関係が二つ認められることへの抵抗ということが指摘できる。つまり、養子関係を認めることは、実親子関係への侵害であり、親の権利義務の侵奪となると考えられたのではないか。

(2) 純粹に双系的な社会に、養子はありうるだろうか。出自の考え方から、単系社会でない養子ではないのか。

(3) 一九二六年当時の議論に見られる、擬制は必要悪とする考え方は、現在までも残っていると思われる。日本では子供のない場合、ストリートに養子が考えられるが、欧米では、まず子供を作る方法 (人工授精や体外受精) が考えられる。そこでは、社会にとっての必要性が優先し、養親の側の必要性は二次的なものとされて

いるかのようである。

(文責 伊藤 裕)

## 女性史を組み込んだ比較家族史

服藤 早苗

最近私は大変興味ある本を二冊手にした。一冊は、日本民族文化大系10『家と女性―暮しの文化史―』と、他の一冊は『歴史評論』四一九号「特集女性史―家族・親族と女性」である。二冊ともに家族の中の女性の役割の再検討を提唱されている。

『家と女性』には、村武精一氏が家の中の女性の原理を書かれており、家の中で女性が主婦権を保持しているばかりでなく、共同体の繁栄と豊穡を招来する女性司祭者、または巫女としての指導性を発揮することに注目されている。歴史学からこの二つの点をみた場合、まず主婦権がいつの点でどのような歴史的背景の中で成立するのか、共同体内での女性の司祭者としての役割がどのような変遷の中で現在の民俗慣行に継承されているのかをみきわめる必要があるだろう。

その点について示唆的発言をされているのが『歴史評論』のシンポジウム「前近代の家族をめぐって」の関口裕子氏である。関口氏は近世以降の主婦権と古代の家室を比較され、後者は自己産を所有し、夫とペアで経営に携わっており、

子の遺棄権や婚姻の承諾権も父母が共同で保持している。その上、古代の村の祭りに男女が同じように参加し、政治的・社会的生活に公的に参加していると発言されている。(これ等は関口氏がすでに実証されたことなのである。)近世からの大口勇次郎氏の発言では、近世でも商家や農家の経営体の中では女性でも実質的な力をもっていたが、政治的・社会的には全く表面に出られない。即ち、男は外、女は内という法別役割分担が固定化し、それがイデオロギー的に上から制度化された社会であったとされている。近世のこの主婦権は、民俗慣行にみられる村武精一氏のそれと同じとみてよいであろう。とすると、古代から近世への変化の中で、現在の我が国に強く遺存している女は内、男は外という法別役割分担が形成され、それが民俗慣行の中にのこっていることになろう。

平安時代の家族史を志す私にとってぜひとも解明したいのが右の課題である。その一端を明らかにすべくとりくんだのが「撰関期における受領の家と家族形態」(『日本歴史』掲載予定)の拙稿である。三河守源経相の没後の遺財をめ

ぐる紛争を素材として妻の役割分担をみたものであるが、十一世紀中葉の時期の受領の家の中では、先の関口氏が指摘した夫妻が各々独自に経営に携わる情況はすでにみられない。しかし国司の公的物資を納める納所へ、遺物を運京すべき下文を書いたのは男子でも同居の智でも、また家政機関の構成員たる家人でもなく、妻であった。たしかに公的地位は夫が保持しているのであるが、夫と共に夫の公的側面をも含めた家政に携わるのは、後の近世の主婦権や民俗事例と比較した時どのような意義をもつのだろうか。

比較家族史研究会の構想を江守五夫先生からお聞きしたのはもう五・六年前のことであつたが、お忙がしい先生がそのような研究会開催を提唱されたことに大いに敬服し、ぜひとも雑用なりともお手伝させてほしいことをすぐさま申し入れたのである。そして現在、私が解明しようとする主婦権の問題を比較するのに必要な数々の研究業績をもつ多くの諸分野の方々と会を通してお近づきになれたことが、今後の研究にとり何よりもうれしいことである。

## 事務局からのお知らせ

## 1. 研究大会成果の刊行について

第五回研究大会と第六回研究大会の成果が単行本として三省堂から出版されることになりました。内容は次のとおりです。

## ・第五回研究大会の成果

編集委員 森岡清美・石川利夫・藤井正男

題(仮題) 生者と死者―祖先祭祀

刊行予定日 昭和六十年十月

## ・第六回研究大会の成果

編集委員 大竹秀男・竹田旦・長谷川善計

題(仮題) 擬制された親子―養子―

刊行予定日 昭和六十年十月

定備・発行部数等については未定です。第七回研究大会の「氏」をめぐる諸問題』についての成果も、三省堂から単行本として刊行される予定です。

## 2. アンケートの結果

第五回研究大会・第六回研究大会の折、アンケート調査を実施しました。その結果について概略を御報告いたします。

(一) 取り上げてみたいシンポジウムのテーマ  
親子関係の比較史・養子(血縁擬制)(四名)

「氏」について・老人の家族における地位の変化  
・婚姻・婚姻儀礼・家族親族組織と政治的、経済的支配、被支配関係の内的関連について・日本家族内の主要な dyadic relationship の特徴

比較・日本の核家族・家と共同体の女性原理第五回研究大会分)

他児養育制度の比較研究・権力と家・村八分と親族組織の対応・婚姻について・家庭教育の理念と実態・生業形態と家族親族・氏と姓(二名)  
・遺言の史的比較研究・東北型家族と西南型家族・相続の諸形態・家と女性(第六回研究大会分)

## (二) 自由報告

回答者十三名のうち、六名が自由報告を求めた声があった。

## (三) その他の要望

- ① 発表者・コメンターは時間を守ること
- ② 司会者があまりしゃべりすぎないようにすること
- ③ 発表時間をせいぜい三十分までとし、その時間内で問題点を明確にすること
- ④ 質問時間を多くとること(三名)
- ⑤ 休憩時間以外は、禁煙にしてほしい

これを参考にして今後の運営について考えてみたいと思いますが、より多くの方々の御意見をお聞かせ願えればと存じます。

## 3. 会費納入のお願い

振替用紙を同封しましたので、会費(二〇〇〇円)の納入をお願いいたします。

## 4. 名簿作成について

比較家族史研究会も現在会員数が一六〇名を

越え、現名簿(一〇六名)では、用をなさなくなりしたので、今度新名簿を作成しました。なお、新名簿に訂正等がありましたら、事務局まで、お知らせください。  
(会報担当 瀬野精一郎・飯沼賢司)

## 編集後記

まず編集の不手際で報告へのコメントで掲載できないものがあり、深くお詫び申し上げます。雑感は今回、女性史の服藤早苗氏の寄稿をお願いしましたが、それぞれの分野で御意見をお持ちの方は是非御寄稿願います。